

# 全国一斉生活保護ホットライン報告書

## ■実施概要

実施期間 2016年12月9日を中心とした日程

実施弁護士会数 52弁護士会

(47弁護士会は全国統一電話番号(フリーダイヤル)で実施, 5弁護士会は独自番号で実施)

## ■実施結果(回答のあった弁護士会=52弁護士会)

### 1 相談件数 448

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2009年	3月9日	派遣切り・雇い止めホットライン	1000超
	7月4日～8月7日	雇用と生活 全国一斉無料法律相談会	約1800
	11月26日	子ども・女性・ひとり親世帯生活ホットライン	約700
	12月1日～12月25日	年末年越し『雇用と生活』全国一斉緊急総合相談	1000超
2010年	6月	子どもの貧困生活費・教育費ホットライン	548
	12月1日	雇用と生活ホットライン	1534
2011年	6月24日	雇用と生活問題ホットライン	303
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	2月1日前後	奨学金返済に関する全国一斉電話相談	453
	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	594
	10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926
2014年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	521
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085
	12月10日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1438
2016年	6月10日	全国一斉労働保護ホットライン	632

### 2 相談体制

弁護士	ほか協力者
304	4

### 3 ホットラインを知った経緯

新聞	テレビ	ラジオ	ホームページ	SNS	チラシ	その他
164	65	39	6	8	29	65

### 4 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
0	5	19	31	74	97	101	102

### 5 相談者の生活状況

居宅	親族と同居	路上	生活保護施設	無料宿泊施設等	商業施設	その他	不明
285	34	0	0	0	0	19	97

## 6 相談者の世帯構成

単身世帯	複数世帯	不明
187	158	95

## 7 生活保護受給の有無

受給中	申請中	受給歴あり	受給歴なし
129	19	16	206

## 8 緊急性のある相談

(複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

食べるものがない	ライフラインが止まっている	病院に行けない	住居を追い出されそう	ホームレス状態にある	所持金が乏しい	その他
2	3	13	4	2	20	59

## 9 生活状況の変化

厳しくなった	変化はない	楽になった
50	21	13

## 10 法改正による影響

なし	あり					
		不安の訴え	基準の引き下げ	住宅扶助	冬季加算	生活扶助
		49	9	5	6	6
		申請手続の厳格化	扶養義務者に対する扶養圧力の強化	生活保護の相談に行ったら困窮者支援に回された	不正受給対策の強化	その他
140	68	6	10	1	10	44

## 11 違法性

明らかに違法	可能性が高い	適法・判定できない
15	37	199

## 12 その他の生活保護相談

一般的な問合せ	一般的な苦情	その他
145	22	29

## 13 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた	他機関紹介
281	10	33	66

※回答のあったもののみカウント。

※同ホットラインに寄せられた「声」についてのコメント内容は、  
貧困問題対策本部の調査、研究結果に基づくものです。

2016年12月9日を中心に実施

## 全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

これまでの生活保護ホットラインと同様に、「自宅を所有しているから生活保護は受けられない」、「(賃貸住宅の)家賃が住宅扶助基準を上回っている」、「親族に扶養を求めるように」、「車がある場合には生活保護を受けられない」、「年金がある場合は生活保護を受けられない」といった説明を福祉事務所担当者が行い、個別の事情を考慮せず、相談者の生活保護申請を断念させているのではないかとみられるケースがありました。

近時の生活保護法や保護基準の改定との関係では、全国的に、扶養義務者からの扶養を求めるようにとの指導や、住宅扶助基準が引き下げられて公営住宅を探しているがなかなか見つからないといった声が散見されました。また、主に寒冷地からは冬期加算の引き下げで生活が苦しいという声もありました。

さらに、収入認定や不正受給の認定をめぐる、当初の福祉事務所側の説明が不十分ないし誤っており、後になって突然に保護費の返還を求められたため、受給者が混乱し、困窮する事態を引き起こしているのではないかとみられるケースが複数見受けられました。また、収入認定のルールを当初から受給者が知っていれば、正しい手続きを取って収入認定を避けられたのではないかとと思われるケースもありました。

その他、年金収入しかないが金額が低く生活が苦しい、病院に行くのを控えているが生活保護を受けられないか、貯金を取り崩して生活しているが将来が不安だ、といった不安の声が、主に高齢者の世帯から寄せられました。

### 【教育】

○生活保護申請をしようと福祉事務所に相談に行ったところ、大学に通う息子を大学から退学させるように言われた。

→保護開始時に、大学生がいる世帯では、その就学が特に世帯の自立助長に効果的

と認められる場合などには、別世帯として扱って、親だけで生活保護を適用する取扱いも可能とされています。具体的事情を考慮せず大学から退学させるように求めたのであれば、違法ないし不適切な取扱いといえます。

## 【住宅】

○高齢者夫婦の世帯：生活保護申請に行ったら、自宅（固定資産評価額：数百万円）を売却してから申請に来て欲しいと言われた。

○保護申請に行ったところ、自宅を所有しているという理由で断られたが、自宅は買い手がつかない。

→自宅については、高価でない限り、原則として保有を認め、生活保護を受けられるとされています。また、自宅の処分が必要な場合にも、当面の生活費がなくて売却に時間がかかるときは、ひとまず生活保護を受け、売却後に保護費の返還額を決定することになります。

○（生活保護受給者）自宅について、リバースモーゲージ（不動産担保型生活資金）の利用をせかされているが、説明が不十分なままで考える時間がない。

→ただちに問題があるケースとはいえませんが、福祉事務所がリバースモーゲージの利用を指示するに当たっては、具体的な説明や指導、事務手続を分かりやすく明示することなどが求められます。

○（生活保護受給者）住宅扶助基準を超える賃料の家に住んでいるが、基準額を超える物件に住んではいけないと言われた。

○（生活保護受給者）引き下げ前の住宅扶助基準額に近い家賃のところに住んでいるが、基準引き下げで生活が苦しい。公営住宅に申し込んでいるが、当たらない。

→2015年7月に住宅扶助基準が引き下げられましたが、転居により通院・通所・通勤・通学に支障を来すなどの事情があれば、引き続き従来の住宅扶助基準を適用

するとされています。

○（生活保護受給者）マンションの管理費を払うと生活費が不足する。

→住宅費として支給される保護費には、管理費や共益費は含まれません。また、家賃の中に水道光熱費が含まれている場合には、水道費等の相当額は支給されません。。物件によっては、家賃自体は住宅扶助基準以下であっても管理費・共益費が高めに設定されている場合もありますので、注意が必要です。

### 【自動車保有】

○入院している親族の見舞いや通院，パートの仕事に行くのに，バスでは時間がかかり，パートの終了時刻が遅くてバスがなくなるときもあるが，車を保有しつつ生活保護を受けることはできないのか。

○生活保護を申請した際，車を処分するように言われて処分したが，通院や通勤をバスで行うのは大変である。

→生活保護を受給している場合，資産の活用という観点から自動車の保有には厳しい要件があります。ですが，障害者が自動車により通勤・通院する場合や，公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤・通院し，かつ，自動車の価値が低い場合などには自動車の保有が認められることもあります。

### 【医療】

○（生活保護受給者）精神疾患を有しているが，受診する病院を市内の病院に変更するよう求められた。

→受診する医療機関は原則として居住地に近いところに限られますが，病状により，専門的治療の必要性，治療実績，患者と主治医との信頼関係等を考慮したうえで，適切な医療機関への受診も認められ，通院交通費が支給される場合もあります。

### 【稼働能力の活用・就労指導】

- 難病指定を受けている持病があり，目にも持病があつて生活保護受給の相談に行ったが，働くように言われた。
  - （生活保護受給中）うつ病で仕事を辞めて生活保護を受けているが，市の窓口の職員から，「うつ病なんて甘えだ」などと言われ，心が折れそうである。
  - （生活保護受給中）保護を受ける前，２ヶ月ほど路上生活をしていたが，保護受給が開始すると直ちに就労活動を求められた。
- 稼働年齢層とされる年齢（６５歳未満）であっても，病気で働けないこともあり，また，仕事を探しても見つからない場合があります。このような場合には，生活保護を受給することが可能です。
- また，「自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき」には検診命令を出すこととされており，路上生活をしていた場合などには，まずは健康状態を確認して働ける状態であるか確かめるべきです。

### 【扶養義務の取扱い】

- 年金収入（月額３万円）で生活している。生活保護申請に行ったら近くに親族がいるからと言われて受け付けてもらえなかった。
  - 生活保護申請に行ったら，シングルマザーになったのは自分の選択であり自分で責任を取るべき，子どもの父親から養育費をもらうように，などと言われた。
  - 保護受給中であるが，担当者が子ども達に対し扶養義務者への通知をしてくる。しかし，子ども達は独立しているが生活が苦しく，自分を援助するような余裕はない。
- 扶養義務者から扶養を受けなければ生活保護を受給できないわけではなく，実際に扶養を受けた場合にその金額が収入と扱われるものです。したがって，親族から扶養してもらうようにと伝えて生活保護申請を受け付けないのは違法です。ま

た、生活保護法上の扶養義務者への通知（法24条8項）は、明らかに扶養が可能と認められるにもかかわらず、民法に定める扶養を履行していない限定的な場合にのみ行われるものですから、生活に余裕がないと考えられる親族にまで通知をするのは行き過ぎです。

**【収入認定や不正受給認定】（以下はいずれも生活保護受給者）**

- 夫婦で病気を抱え、支出が多いため、親族から一時的に借りたお金を収入認定された。
  - 高校生の時にアルバイトをして大学の受験料や入学金に充てたものが、不正受給とされ、返済を求められ、毎月の保護費から天引きされているが、生活が苦しい
- いずれのケースも、収入認定に関する取扱いを相談者が事前に知っていれば、異なった対応をして収入認定を避けられた可能性があります。例えば、事前に福祉事務所に相談して、借り入れやアルバイト、使い道について福祉事務所の承認を得たうえ、決められた用途に従ってお金を使えば、医療費のための借り入れや大学の入学料等は収入認定を避けられた可能性があります。
- 収入申告していた特別児童扶養手当を1年後になってからまとめて1年分収入認定され、保護費の返還を請求されている。
  - 孫が父子家庭だったが、父が亡くなったので、自分が孫を育てている。生活保護を受給しながら2年前から児童手当を申請して受給してきたが、最近になって、これまで受給してきた児童手当を収入認定され、返還を求められた。毎月の保護費から1万円ずつ天引きして返すという書類に署名して出したが、本当に返さないといけないのかが分からない。
  - 保護受給中、指導により転居したが、転居前の賃貸住宅の滞納家賃の催告を受け、支払ったところ、この支払を収入認定され、月に15000円程度で保護費

を返還するように求められている。

→ これらのケースでは収入認定自体はやむを得ないものの、受給者が収入認定の対象となることを理解しておらず、また、収入認定の時期が遅いために返還金額が膨らんで、かつ、不意打ち的に収入認定がなされたために受給者の被る不利益が大きくなっている可能性があります。とりわけ、収入申告していた特別児童扶養手当を後になって収入認定されたケースでは、受給者に落ち度がないのにもかかわらず、福祉事務所の判断に受給者が振り回される結果になっているとみられます。

これらのケースの他にも生活保護法上、不正受給と認定されるのか、あるいは、収入認定されて返還を求められるのみであるかの判断基準に不透明な部分が窺われるケースもありました。

○ 息子がハローワークに行って職業訓練校に通い始め、受講手当を受けたが、訓練校に行く前にケースワーカーに相談したところ、保護停止にはならないと言われたのに、訓練校通学後に生活保護上問題になると言われた。

○ 昨年、障害厚生年金を受給しようと、医師の診断を受け、診断書を取得した。その際の、交通費、診断書作成費用などについてケースワーカーに申し出たが、必要な費用として認めてもらえなかった。

→ 求職者支援制度による職業訓練受講給付金は収入認定の対象となりますので、事前に正しい説明があれば相談者を混乱させずに済んだと思われれます。年金を初めて受給した際における収入認定に当たって、交通費や、診断書作成費用等の受給資格を証明するために必要とした費用を控除すべきであり、違法の可能性がります。

これらのケースでは、ケースワーカー側が収入認定のルールを正しく理解していなかった可能性があり、その結果、保護受給者を混乱させ、あるいは、受給できるはずの金額を受け取れなくなっている可能性があります。



## 【その他の不安の声】

### (未受給者)

- 現在、月額5～6万円の年金収入があり、仕事もしているが、働けなくなったら生活していけないと心配している（70代単身世帯）。
- 年間約80万円の年金を受給しているが生活が苦しい。
- 障害年金を受給してぎりぎりの生活をしているが、病院に行くと生活費を圧迫するので、身体に異変を感じても病院に行くことを控えている。
- 障害年金を受給中だが、医療費負担が耐えられない。
- パートで働いていたが体の調子が悪く、数ヶ月働けていない。年金は月額7万円程度で、家賃の負担もあり、生活が苦しい。市営住宅に入りたいが入れない。
- アルバイト収入が月10万円程度。家賃が5万円程度。病院に行きたいが、健康保険も滞納で使えない状態である。生活保護の医療扶助を受けたい。
- 単身世帯。年金収入で暮らしている。しかし、年金が減ってこれでは生活できないので生活保護の申請を考えているが、車を処分すると生活できない。
- 親と兄弟と3人暮らしだが、母の年金収入のみで暮らしている。兄弟は生まれつきの病気を抱えて働けず、自分も携帯電話も持っていないため就職活動がうまくいかない。生活保護の申請をしたい。
- 国民年金収入での生活で、今の状態では生活が苦しい。食費も切り詰めているが、病院にも行けない。
- 障害年金を受給して生活しているが、持病の悪化につれて、医療費が増大しており、生活が苦しい。

### (受給者)

- 膝の手術後、膝が思うように動かないが、主治医が軽作業は可能という診断書を出したため、ケースワーカーから仕事ができるはずだから保護を打ち切る予

定だと言われた。

○この他，特に東北地方以北において冬期加算の引き下げの影響を訴える声があり，また，全国的に生活扶助や住宅扶助の引き下げの影響を訴える声も散見されました。

以上